

旧経営移讓年金等の給付等に必要な経費

(農業者年金給付費等負担金)

1 趣 旨

独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第16条、第17条第4項に基づき、旧制度の受給者にかかる年金等の給付等に必要金額を独立行政法人農業者年金基金へ交付する。

2 事業内容

独立行政法人農業者年金基金が行う、
旧経営移讓年金、旧農業者老齡年金、旧一時金及び特例脱退一時金の給付
借入金利子の支払
に必要な経費を負担する。

3 事業実施主体

独立行政法人農業者年金基金

4 事業実施期間

見直し年度：平成19年度

5 補助率

定 額

6 平成18年度概算決定額

149,607,321(149,422,471)千円

内 訳

旧経営移讓年金給付費	78,466,973(77,841,729)千円
旧農業者老齡年金給付費	44,160,790(46,133,795)千円
旧一時金	1,264,467(1,954,242)千円
特例脱退一時金	22,362,694(20,325,158)千円
借入金利子	3,352,397(3,167,547)千円

[担当課：経営局経営政策課]